



TaxFlash

2025年7月 / 第10号



ページ 1
eコマースマーケットプレイスにおける国内販売者の取引に対する新しい徴税義務

eコマースマーケットプレイスにおける国内販売者の取引に対する新しい徴税義務

2025年7月14日に、財務大臣は電子取引システムを通じて行われる国内販売者の取引に関する第22条の所得税(Pajak Penghasilan Pasal 22、以下「PPh 22」)の徴収者として他の当事者を指名することに関するPMK-37¹を発表しました。

所得税の対象

PMK-37に基づき、指定されたeコマースマーケットプレイスを通じて受け取る、または得た国内販売者の取引の総売上高(付加価値税および奢侈品販売税を除き、販売割引、現金割引、および・または類似の控除を差し引く前の金額)に対して、0.5%のPPh 22の徴収が課されます。

PPh 22は、指定されたeコマースマーケットプレイスが支払いを受け取った際に支払われ、徴収されます。このPPh 22が課された所得は、源泉徴収者や他の税の徴収者による追加の税源泉徴収や徴収の対象とはなりません。

PMK-37に基づくPPh 22は、以下の国内販売者の取引には徴収されません：

- a. 現在の会計年度において総売上高が5億ルピアを超えない個人納税者による商品やサービスの販売で、申告書を提出した者。



- b. アプリケーションベースの運輸会社のパートナーである個人納税者による配達サービスの販売
- c. 税金免除申請書（Surat Keterangan Bebas、以下「SKB」）を提出した国内販売者による商品やサービスの販売
- d. プリペイド電話クレジット（pulsa）およびSIMカードのスターターパック（kartu perdana）の販売
- e. 金のジュエリー、金塊、非金素材で完全に作られたジュエリー、宝石、および・または類似の種類の石の販売で、金のジュエリー製造業者、金のジュエリー販売者、および・または金塊の事業者によって行われるもの、および・または
- f. 土地および・または建物の権利の譲渡、または、土地および・または建物の売買契約の締結およびその修正を含む

上記のaからfの取引は、適用される通常の税務処理の対象となります。

国内販売者としての所得税の対象者

定義と基準

PMK-37は、国内販売者を、自らが作成し直接管理するシステム、またはeコマースマーケットプレイスまたは他の電子システムが提供するシステムを通じて、eコマースを行うインドネシアに居住または所在する事業者として定義しています。

「国内」という基準は、以下の条件を満たす個人・法人に対して適用されます：

- a. 銀行口座または類似の金融口座を使用して収入を受け取る、および
- b. インドネシアに位置するインターネットプロトコルアドレスまたはインドネシアの国番号が付いた電話番号を使用して取引を行う

PPh 22の対象となる国内販売者には、配送会社、保険会社、およびeコマースマーケットプレイスを通じて商品・サービスの購入者と取引を行うその他の事業者が含まれます。

税務遵守要件

国内販売者は、収入を受け取る前に指定されたeコマースマーケットプレイスに以下の情報を提出しなければなりません：

1. 主な情報

- a. 納税者番号（Nomor Pokok Wajib Pajak、以下「NPWP」）または居住者ID番号（Nomor Induk Kependudukan）、および
- b. 連絡先住所





2. 追加情報(該当する場合)

- a. 現在の課税年度における総売上高が5億ルピアまでの個人国内販売者のための声明書。この書類は、総売上高が課税年度で48億ルピアを超えない限り、各年度の開始時に再提出する必要があります。総売上高が5億ルピアを超えた場合、国内販売者はこの情報を含む声明書を関連する月の終わりまでに指定されたeコマースマーケットプレイスに提出しなければならない。
- b. SKB(国内販売者が有している場合)

徴収されたPPh 22は、国内販売者によって税額控除として使用することができます。最終課税制度の下にある者については、PPh 22は最終課税の支払いの一部として扱われます。最終課税額とPMK-37に基づいて徴収されたPPh 22の間に不足がある場合、最終課税制度の下にある国内販売者は、追加の最終課税を自己納付し、統合月次所得税申告書(以下「SPT Masa PPh Unifikasi」)で報告しなければなりません。これを怠ると、適用される税法に基づいて制裁を受ける可能性があります。

税徴収者としてのeコマースマーケットプレイス

PPh 22の徴収者として指名される他の当事者は、インドネシア内外に居住または所在するものを問わず、国内販売者の収入を管理するためにエスクローポートを使用し、かつ下記を満たすものeコマースマーケットプレイスです。

- a. 12ヶ月以内にインドネシアの顧客との取引額が一定の基準を超える、および・または
- b. 12ヶ月以内にトラフィックまたはユーザーアクセスが一定の基準を超える

財務大臣より税務総局長に以下の権限が委譲されています:

- eコマースマーケットプレイスをPPh 22の徴収者として指定すること、および
- 上記のポイントaおよびbにて言及された基準を決定すること

指定されたeコマースマーケットプレイスには、税を徴収し、納付し、報告する義務があります。例に基づいて、2025年8月15日に税徴収者として指名されたeコマースプラットフォームは、2025年9月1日からPPh 22の徴収を開始しなければなりません。一方、現在の年度の総売上高が5億ルピアを超えたことを確認する声明書を提出する国内販売者による取引については、税の徴収義務は翌月の始めから開始されます。

国内販売者が必要な主要情報を提出しない場合でも、eコマースマーケットプレイスはPPh 22を徴収する義務を負っています。

税務申告は、SPT Masa PPh Unifikasiに基づいて行われ、以下を含む添付書類とともに提出されます:

- a. 国内販売者が税務遵守要件に基づいて提出する主な情報および追加情報



- b. その他の詳細として、以下が含まれます：
 - 国内販売者の名前、口座名、および・または選択した国
 - 指定されたeコマースマーケットプレイスのNPWP・納税者識別番号および・または連絡先住所
 - 商品・サービスの購入者のメールアドレスまたは電話番号
- c. PPh 22の徴収税票、および・またはその修正・キャンセルとして機能する請求書情報
- d. 徴収および納付されたPPh 22の金額

徴税に係る書類

請求書（修正やキャンセルを含む場合）は、国内販売者に対するPPh 22徴収税票と同等と見なされます。この請求書は国内販売者が発行し、eコマースマーケットプレイスが提供する電子システムを通じて国内販売者の名義で生成されなければなりません。請求書には、少なくとも以下の情報が含まれる必要があります：

- a. 請求書番号と日付
- b. 指定されたeコマースマーケットプレイスの名前
- c. 国内販売者のアカウント名（表示名）
- d. 商品・サービスの購入者の氏名および住所
- e. 商品・サービスの種類、総販売価格、および割引
- f. 各国内販売者に対するPPh 22の金額





Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis abdullah.azis@pwc.com	Gerardus Mahendra gerardus.mahendra@pwc.com	Peter Hohtoulas peter.hohtoulas@pwc.com
Adi Poernomo adi.poernomo-c@pwc.com	Hasan Chandra hasan.chandra@pwc.com	Raemon Utama raemon.utama@pwc.com
Adi Pratikto adi.pratikto@pwc.com	Hendra Lie hendra.lie@pwc.com	Raka Putra raka.putra@pwc.com
Adrian Hanif adrian.hanif@pwc.com	Hisni Jesica hisni.j.jesica@pwc.com	Riyadi riyadi.riyadi-c@pwc.com
Alexander Lukito alexander.lukito@pwc.com	Hyang Augustiana hyang.augustiana@pwc.com	Runi Tusita runi.tusita@pwc.com
Aman Santosa aman.santosa-c@pwc.com	Irene Satyanagara irene.satyanagara@pwc.com	Ryuji Sugawara ryuji.sugawara@pwc.com
Andrias Hendrik andrias.hendrik@pwc.com	Kianwei Chong kianwei.chong@pwc.com	Sukma Alam sukma.alam-c@pwc.com
Angeline angeline.angeline@pwc.com	Lukman Budiman lukman.budiman@pwc.com	Surendro Supriyadi surendro.supriyadi-c@pwc.com
Anton Manik anton.a.manik@pwc.com	Made Natawidnyana made.natawidnyana@pwc.com	Susetiyo Putranto susetiyo.putranto@pwc.com
Antonius Sanyojaya antonius.sanyojaya@pwc.com	Margie Margaret margie.margaret@pwc.com	Sutrisno Ali sutrisno.ali-c@pwc.com
Avinash Rao a.rao@pwc.com	Marlina Kamal marlina.kamal@pwc.com	Suyanti Halim suyanti.halim@pwc.com
Ay Tjhing Phan ay.tjhing.phan@pwc.com	Nicholas Sugito nicholas.sugito@pwc.com	Tjen She Siung tjen.she.siung@pwc.com
Brian Arnold brian.arnold@pwc.com	Nikolas Handradjid nikolas.handradjid@pwc.com	Turino Suyatman turino.suyatman@pwc.com
Dexter Pagayonan dexter.pagayonan@pwc.com	Novie Mulyono novie.mulyono@pwc.com	William Christopher william.christopher@pwc.com
Enna Budiman enna.budiman@pwc.com	Oki Octabiyanto oki.octabiyanto@pwc.com	Yessy Anggraini yessy.anggraini@pwc.com
Esa Perdana esa.perdana@pwc.com	Omar Abdulkadir omar.abdulkadir@pwc.com	Yuliana Kurniadjaja yuliana.kurniadjaja@pwc.com
Gadis Nurhidayah gadis.nurhidayah@pwc.com	Otto Sumaryoto otto.sumaryoto@pwc.com	Yunita Wahadaniah yunita.wahadaniah@pwc.com

www.pwc.com/id

PwC Indonesia

@PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to id_contactus@pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2025 PwC Tax Indonesia. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.